令和７年度

中小企業金融のしおり

信州中野商工会議所 中小企業相談所

☎0269−22−2191

日本政策金融公庫 長野支店 国民生活事業

☎0570−021469

中野市 経済部 商工観光課

☎0269−22−2111（内線：258）

北信地域振興局 商工観光課

☎0269−23−0219（直通）

目　　次

制度資金一覧表（運転資金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

制度資金一覧表（設備資金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

中野市・長野県中小企業融資制度のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

融資フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　中野市中小企業制度資金､長野県中小企業制度資金、
　日本政策金融公庫　国民生活事業マル経融資

セーフティネット保証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

中野市　経営安定対策資金、長野県　経営健全化支援資金の利用にあたって・・・・・・7

日本政策金融公庫　国民生活事業の利用にあたって、創業者が利用できる資金・・・・・8

中野市・長野県融資申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

個人情報の提供に関する同意書（制度資金事前相談用）・・・・・・・・・・・・・・　２０

制度資金一覧表

信州中野商工会議所受付の中野市、長野県制度資金及び日本政策金融公庫　国民生活事業の融資

運転資金

下記の融資期間は最長期間です。

資金名	融資限度額	利率	融資期間	保証人・担保（原則）	保証料（原則）
中野市　小企業特別小口資金 **一般資金** （小規模事業者に限る）	１，２５０万円	２.０％	５年以内 据置６ヵ月以内	保証人：要しない ※法人は代表者が保証人 担保：不要	・０.４４％以内 ※事業者選択型制度利用時 １.３２５％以内 ・セーフティネット保証等利用の場合、自己負担なし ※事業者選択型制度利用時 ０.４２％以内
中野市　小企業特別小口資金 **災害不況緊急対策資金** （小規模事業者に限る）	１，２５０万円	１.６％			
中野市　中小企業振興資金 **一般資金**	１，２５０万円	２.２％		保証人：原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保：必要に応じて徴する	
中野市 **原油・原材料高対策資金**	５００万円	１.６％	７年以内 据置１２ヵ月以内		
中野市　経営安定対策資金 **一般資金** 借換(運転資金のみ)に要する資金含む	２，０００万円 設備資金と合計で ２，０００万円以内	２.０％			
中野市 **創業支援資金**	１，０００万円	１.０％ （※1）	７年以内 据置１２ヵ月以内		・創業関連保証利用の場合、自己負担なし

長野県 **小規模企業発展資金**	２，０００万円 設備資金と合計で ２，０００万円以内	２.０％	７年以内 〔借換７年〕 据置６ヵ月以内 〔借換 据置12ヵ月以内〕	保証人：原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保：原則として徴しない	・０.４４％以内 ※事業者選択型制度利用時 １.３２５％以内 ・セーフティネット保証等利用の場合、自己負担なし ※事業者選択型制度利用時 ０.４２％以内
長野県　経営健全化支援資金 **経営安定対策** 借換に要する資金含む	合計で ８，０００万円	２.０％	７年以内 〔借換１０年以内〕 据置１２ヵ月以内 〔借換 据置24ヵ月以内〕	保証人：原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保：必要に応じて徴する	
長野県　経営健全化支援資金 **特別経営安定対策** 借換に要する資金含む		１.７％			
長野県　経営健全化支援資金 **物価高対策**	８，０００万円	１.２％	７年以内 据置２４ヵ月以内		
長野県　信州創生推進資金 **創業支援向け** 創業後５年未満の方も貸付対象	２，０００万円	１.１％	７年以内 据置１２ヵ月以内		・創業関連保証利用の場合、自己負担なし
長野県　信州創生推進資金 **ゼロカーボン・次世代産業向け**	３，０００万円	１.４％ （※２）			・０.４４％以内 ※事業者選択型制度利用時 １.３２５％以内

日本政策金融公庫 **小規模事業者経営改善資金** （通称：マル経融資）	２，０００万円	１.７％ (R7.5.1より)	１０年以内 据置２４ヵ月以内	不要	不要
日本政策金融公庫 **一般貸付資金**	４，８００万円	使用制度・返済年数等により異なる	５年以内 (特に必要な場合は７年以内) 据置１２ヵ月以内	相談の上決定	
日本政策金融公庫 **新規開業・スタートアップ支援資金**	４，８００万円 設備資金と合計で ７，２００万円以内		１０年以内 据置６０ヵ月以内 （※３）		

（※1）認定特定創業者又は空き店舗を利用する創業者は利率0.9%
（※2）ゼロカーボンに限り利率1.1%
（※3）「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は１５年以内（うち据置期間６０ヵ月以内）までご利用いただけます。

設備資金

下記の融資期間は最長期間です。

資金名	融資限度額	利率	融資期間	保証人・担保（原則）	保証料（原則）
中野市　小企業特別小口資金 **一般資金** （小規模事業者に限る）	１，２５０万円	２.０％	５年以内 据置６ヵ月以内	保証人：要しない ※法人は代表者が保証人 担保：不要	・０.４４％以内 ※事業者選択型制度利用時 １.３２５％以内 ・セーフティネット保証等利用の場合、自己負担なし ※事業者選択型制度利用時 ０.４２％以内
中野市　小企業特別小口資金 **災害不況緊急対策資金** （小規模事業者に限る）	１，２５０万円	１.６％			
中野市　中小企業振興資金 **一般資金**	１，５００万円	２.２％	７年以内 建物１０年以内、車両５年以内 据置１２ヵ月以内	保証人：原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保：必要に応じて徴する	
中野市　経営安定対策資金 **一般資金**	２，０００万円 運転資金と合計で ２，０００万円以内	２.０％	９年以内 据置１２ヵ月以内		
中野市 **創業支援資金**	１，５００万円	１.０％ （※１）	１０年以内 据置１２ヵ月以内		・創業関連保証利用の場合、自己負担なし

長野県 **小規模企業発展資金**	２，０００万円 運転資金と合計で ２，０００万円以内	２.０％	１０年以内 据置１２ヵ月以内	保証人：原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保：原則として徴しない	・０.４４％以内 ※事業者選択型制度利用時 １.３２５％以内 ・セーフティネット保証等利用の場合、自己負担なし ※事業者選択型制度利用時 ０.４２％以内
長野県　経営健全化支援資金 **経営安定対策**	合計で ６，０００万円	２.０％		保証人：原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保：必要に応じて徴する	
長野県　経営健全化支援資金 **特別経営安定対策**		１.７％			
長野県　経営健全化支援資金 **物価高対策**	６，０００万円	１.２％	１０年以内 据置２４ヵ月以内		
長野県　信州創生推進資金 **創業支援向け** 創業後５年未満の方も貸付対象	３，５００万円	１.１％	１０年以内 据置１２ヵ月以内		・創業関連保証利用の場合、自己負担なし
長野県　信州創生推進資金 **ゼロカーボン・次世代産業向け**	１０，０００万円	１.４％ （※２）	１０年以内 土地・建物15年以内 据置１２ヵ月以内		・０.４４％以内　（※３） ※事業者選択型制度利用時 １.３２５％以内

日本政策金融公庫 **小規模事業者経営改善資金** （通称：マル経融資）	２，０００万円	１.７％ (R7.5.1より)	１０年以内 据置２４ヵ月以内	不要	不要
日本政策金融公庫 **一般貸付資金**	４，８００万円	使用制度・返済年数等により異なる		相談の上決定	
日本政策金融公庫 **新規開業・スタートアップ支援資金**	７，２００万円 運転資金と合計で ７，２００万円以内		２０年以内 据置６０ヵ月以内		

（※1）認定特定創業者又は空き店舗を利用する創業者は利率0.9%
（※2）ゼロカーボンに限り利率1.1%
（※3）節電・省エネ対策の設備でエネルギーコスト削減促進ツール活用の場合、保証料補助拡大

※利率は令和７年４月現在のものです。
※中野市・長野県の借換は保証料補給金が交付されている資金に限り可能です。
※長野県中小企業融資制度のその他の内容については、地域振興局商工観光課へお問合せください。
※日本政策金融公庫のその他の内容については、日本政策金融公庫へお問合せください。

中野市・長野県中小企業融資制度のご案内

中小企業融資制度は、中小企業の皆様が事業経営に必要とする資金を円滑に調達していただくために、長野県(中野市制度資金については中野市)が金融機関へ資金を預託し、金融機関及び信用保証協会と協調して、実施する長期・固定・低利の融資制度です。

融資にあたっては、原則として長野県信用保証協会の保証付き融資となりますが、この際必要となる保証料については、長野県：中小企業振興資金を除き市及び県の補助があります。

主な中小企業・小規模企業の範囲

業　　種	中小企業者		小規模企業者
	資　本　金	従業員数	従業員数
小　売　業	５,０００万円以下	５０人以下	５人以下
サービス業	５,０００万円以下	１００人以下	５人以下
卸　売　業	１億円以下	１００人以下	５人以下
その他産業	３億円以下	３００人以下	２０人以下

※サービス業のうち宿泊業と娯楽業を主たる事業としている者は、従業員２０人以下の場合小規模企業者。
※資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。

ご利用前にご確認下さい

① 信用保証協会の保証付き融資を基本としています。
② 金融機関、信用保証協会の審査により融資のご希望に添えない場合があります。
③ 制度資金をご利用になる場合は信州中野商工会議所が中野市との委託業務契約に基づき、原則として現地調査を実施することがあります。
④ 制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き１年を超える期間の貸付となります。(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。また、貸付から１年を経過していない貸付金の繰上償還は原則としてできません。(短期資金を除く))
⑤ 設備資金の貸付期間は当該設備の法定耐用年数及び資金計画を勘案して決定されます。(但し、法定耐用年数が貸付期限の上限を超える場合は、各資金が定める貸付期間以内となります。)

次の場合は設備資金の対象となりません

① 貸借対照表の固定資産に計上されないもの。(自動車、不動産については留意が必要です。)
② 不動産の取得のうち、先行投資的なもの又は過剰取得的なもの。
③ 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの。(市制度資金については、既に設置取得がなされているもの。)
④ 補助金対策事業のうち、補助金が充当されるもの。(中小企業振興資金〈一般枠〉等を１年未満で利用する場合除く。)
⑤ 営業者の所得のうち、法人においては当該法人以外の名義で登録される車両。個人においては事業経営上必要な装備を備えた乗用車を除き、当該車両に屋号入れしない乗用車。

中野市に申込みができる制度資金

区　　分		運転資金	設備資金	
			市内設置	市外設置
法人	主たる事業所が市内	○	○	×
	主たる事業所が市外	×	○	×
個人	事業所又は事務所が市内	○	○	×

※法人については原則として、商業登記簿謄本上の所在地での申込。登記簿上の所在地が実際に営業している場所と異なる場合は、変更登記後の申込みとなります。
※設備資金の申込みは設備設置場所の市町村又は商工会議所、商工会でお申込みください。

ご利用できる方

① 中小企業信用保険法に該当する中小企業者及び特定非営利活動法人(ＮＰＯ)等(一部業種を除く)。
② 原則として県内(市制度資金については市内)に事務所・事業所等があり、県内(市内)で１年以上継続して事業を営んでいる必要があります。(新規開業予定者を対象としている資金もあります。)

※詳しくは信州中野商工会議所又は市商工観光課、地域振興局商工観光課へお問合せ下さい。

ご利用できない方

① 農林漁業、性風俗関連特殊営業、学校法人、公益法人、医療法人、社会福祉法人(県制度資金については、医業を主たる事業とする場合を除く)等。
② 信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方。
③ 手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている方。
④ 許可等が必要な業種でこれを受けていない方。
⑤ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方。
⑥ 制度融資を不正に利用したことがある方。
⑦ 経営継続の見込みがない方。
⑧ 税滞納のある方。
⑨ 営業と家計が分離していない方。　等

※詳細については、ご相談ください。

連帯保証人・担保の取り扱い

連帯保証人：原則として、法人代表者を除き不要ですが、次の方を連帯保証人とする場合があります。
① 実質的な経営権を持っている者、申込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者。
② 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者。
③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等。

※信用保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要です。
※「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合は、保証人は不要です。
担保：原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとなります。

制度資金が利用できる中野市内の金融機関

	八十二銀行 中野支店	長野信用金庫 中野支店	長野県信用組合 中野・中野西支店	中野市農協 ながの農協
中野市 制度資金	○	○	○	×
長野県 制度資金	○	○	○	○

※長野県制度資金は県下にある金融機関でご利用できます。
(利用できない金融機関も一部ございます。お問合せ下さい。)

信用保証料補給割合について

① 中野市融資制度については中野市が信用保証料を補給します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。

② 長野県融資制度の内、小規模企業発展資金、経営健全化支援資金、信州創生推進資金、経営改善サポート資金(通常型)を利用する場合、中野市と長野県が信用保証料を補給します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。

③ 長野県融資制度の内、中小企業振興資金については、信用保証料の補給はありません。

県制度資金に係る保証を利用した場合【小規模企業発展資金を除く】

信用保証料率	割引	市補給割合	県補給割合	中小企業支払分保証料割合
(責任共有制度対象) 0.45%～2.35% (責任共有制度対象外) 0.50%～2.65%	有担保等 △0.10%	2/5 事業者選択型制度利用時 3/10(上乗せ0.25%時) 1/4(上乗せ0.45%時)	2/5 事業者選択型制度利用時 3/10(上乗せ0.25%時) 1/4(上乗せ0.45%時)	1/5 事業者選択型制度利用時 4/10(上乗せ0.25%時) 2/4(上乗せ0.45%時)

(セーフティネット保証等については、市・県の全額補給により中小企業者負担がない場合があります)

中野市中小企業制度資金、長野県中小企業制度資金(中小企業振興資金、経営健全化支援資金(新型コロナ借換向け)、信州創生推進資金除く)融資フロー

※全てのメニューについて、申込は金融機関です。事前に金融機関・長野県信用保証協会にご相談されますと融資実行がスムーズになります。

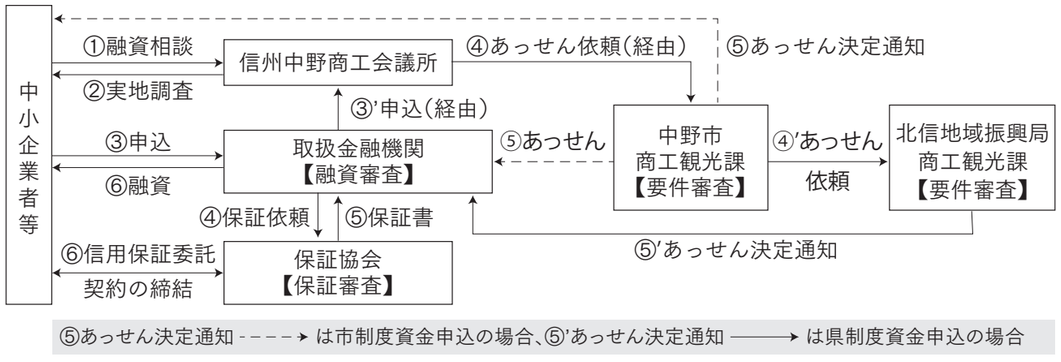

⑤あっせん決定通知 - - - - → は市制度資金申込の場合、⑤'あっせん決定通知 ——→ は県制度資金申込の場合

※①～④までの審査期間に加え、⑤までの審査に要する標準的な取扱日数は10営業日程度です。

※書類不備を揃える時間及び申込内容に疑義があり、調査を行う時間は除きます。

※信州創生推進資金(創業支援向け)や経営改善サポート資金等、計画の精査に時間を要する資金は、**10営業日以上要することがあります。**

※申込が集中する時期(特に6・9・12・3月)は**10営業日以上要することがあります。**取扱日数の目安については、申込先の中野市融資制度の場合は市商工観光課、長野県融資制度の場合は地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。

日本政策金融公庫　国民生活事業 マル経融資フロー

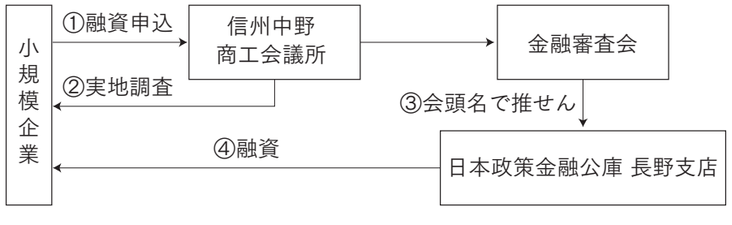

セーフティネット保証について

※セーフティネット保証の認定は市商工観光課で受けてください。

※要件・必要書類等は右のQRコードもしくは
(https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2023032800071/)よりご確認ください。

セーフティネット保証とは下記のような事由により事業活動に支障を生じていることについて市長村長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

認定基準を経済産業大臣が示し、認定作業・認定書の発行を市町村が行います。

対象となる中小企業の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工観光課等に認定申請書を提出し、認定を受けてください。

金融関連保証(中小企業信用保険法第2条第5項)の対象となる中小企業者	
1号	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者
3号	突発的な災害(事故等)により影響を受けている中小企業者
4号	突発的な災害(自然災害等)により影響を受けている中小企業者(※１)
5号	全国的に業況が悪化している業種を営んでいる中小企業者(※２)
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営の合理化に伴い借入が減少している中小企業者
8号	整理回収機構(ＲＣＣ)に貸付債権を譲渡された中小企業のうち、再生可能性があると認められた中小企業者

危機関連保証(中小企業信用保険法第２条第６項)の対象となる中小企業者
大規模な経済危機、災害等による信用収縮の発生により影響を受けている中小企業者

(※１)　４号認定基準　(イ)(ロ)のいずれにも該当

(イ)　申請者が、国の指定を受けた地域において１年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ)　指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近１ヵ月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して２０％以上減少しており、かつ、その後２ヵ月間を含む３ヵ月間の売上高等が前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれること。

(※２)　５号認定基準　(イ)か(ロ)のいずれかの要件を満たすこと

(イ)　経済産業大臣の指定を受けた業種(以下「指定業種」)に属する事業を行っており、最近３ヵ月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」)が前年同期の売上高等に比して５％以上減少。

(ロ)　指定業種に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち２０％以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、最近３ヵ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

※認定基準が変更されている場合がありますので、最新の認定基準につきましては市商工観光課・保証協会・金融機関等にご確認ください。

中野市　経営安定対策資金の利用にあたって

一般資金　下記に該当する方

- セーフティネット保証５号・７号のいずれかに該当する方。

※特別な要件があり、案件ごとの判断になりますので、ご相談下さい。

長野県　経営健全化支援資金の利用にあたって

経営安定対策　①～②のいずれかに該当する方

① セーフティネット保証５号・７号・８号のいずれかに該当し、認定を受けた方。
② 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当する方。
（ア） 最近３ヵ月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が前年同期に比べ５％以上減少。
（イ） 直近決算期の売上高経常利益率（収益性）が１期又は２期前に比べ減少。

特別経営安定対策　①～④のいずれかに該当する方

① セーフティネット保証１～４号、６号のいずれかに該当し、認定を受けた方。
② 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して５０万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する者。
③ 危機関連保証を利用する方。
④ 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当する方。
（ア） 急激な為替相場の変動による経営環境の悪化により、最近３ヵ月のうちいずれか１ヵ月の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が、その前の月又は前年同月に比べ５％以上減少。
（イ） 災害の影響を受け、災害発生後２ヵ月のうち１ヵ月の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が、その前の月又は前年同月に比べ５％以上減少。
※運転資金のみのあっせんとなります。
（ウ） 最近３ヵ月のうちいずれか１ヵ月の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が、前年同期に比べ１５％以上減少。

※特別な要件があり、案件ごとの判断になりますので、ご相談下さい。

物価高対策　下記に該当する方

- 急激な物価高の影響を受け、最近３ヶ月の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が、前３ヶ年のうちいずれか同期にくらべ５％（収益性の場合は５ポイント）以上減少している方。

※特別経営安定対策及び設備資金をご利用の方は、地域振興局商工観光課でご相談すると融資実行が円滑となります。

日本政策金融公庫　国民生活事業の利用にあたって

小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）　※用意いただくもの

法人企業の方
① 前期・前々期の決算書及び確定申告書（控）の写し（決算後６ヵ月を経ている場合は最近の試算表）
※電子申請の方は受信通知
② 法人税確定申告書　別表一、別表二
③ 法人税、事業税、法人住民税の領収書又は納税証明書
④ 登記簿謄本（発行後３ヵ月以内のもの）
⑤ 設備資金の場合は見積書、カタログ
⑥ 借入金返済表（借入がある場合）

個人事業の方
① 前年・前々年の決算書、確定申告書（控）の写し（決算後６ヶ月を経ている場合は最近の試算表）
※電子申請の方は受信通知
② 所得税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書
③ 設備資金の場合は見積書、カタログ
④ 借入金返済表（借入がある場合）

※上記以外にも書類を提出していただく場合がございます。
※マル経融資は商工会議所の経営指導を受けた方が対象です。

創業者が利用できる資金

中野市　創業支援資金の利用にあたって
下記のいずれかに該当する方

① 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方。
② 創業した日から５年未満である方。
③ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から５年未満の会社。
④ スタートアップ創出促進保証制度要綱（令和５．０１．３０中庁第３号）に定めるスタートアップ創出促進保証（ＳＳＳ保証）を利用する方。

※認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者にあっては認定から６ヶ月以内。
※最大で3年間の利子補給があります。（別途申請が必要です。詳しくは市商工観光課へお問合せ下さい。）

長野県　信州創生推進資金　創業支援向けの利用にあたって
下記のいずれかに該当する方

① 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方。
② 創業した日から５年未満である方。
③ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から５年未満の会社。
④ スタートアップ創出促進保証制度要綱（令和５．０１．３０中庁第３号）に定めるスタートアップ創出促進保証（ＳＳＳ保証）を利用する方。

日本政策金融公庫　新規開業・スタートアップ支援資金の利用にあたって

新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方。

中野市・長野県融資申込に必要な書類

書　　類			市	県
あっせん申込書 ※市・県のHPからダウンロードをしてください			3	4
要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合			写1	写1
チェックリスト			－	写1
信用保証委託申込書			写1	写1
納税証明書	法人	県税に未納がない証明書	－	原本1
		法人市民税・固定資産税	原本1	原本1
	個人	県税に未納がない証明書	－	原本1
		市民税等納税証明書	原本1	原本1
確定申告書 ※個人の場合は、市（２期分）、県（１期分） ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書（２期分）			写2	写3
決算書　※市（２期分）、県（１期分）			写2	写3
試算表　※決算から６ヵ月経過している場合			写2	写3
許認可書　※建設業許可、食品衛生許可など			写1	写1
個人情報の提供に関する同意書 ※保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印 ※事業者選択型制度利用の場合、不要			原本1	原本1
セーフティネット保証認定書　※市商工観光課で認定			写1	写1
印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種 ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要			原本1	原本1
受注工事明細書　※建設業の場合			写1	写1

設備の場合　（下記以外にも書類を提出していただく場合があります）		
見積書	写1	写1
カタログ等　※融資で購入するものすべて	写1	写1
設計設備計画図	写1	写1
建築確認済証　※建物を対象とする場合	写1	写1
賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合	写1	写1
建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合	写1	写1

中野市制度 小企業特別小口資金
必要書類

- ☐ あっせん申込書（３枚）
- ☐ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- ☐ 信用保証委託申込書（写）
- ☐ 市民税等納税証明書
- ☐ 確定申告書（２期分）（２部コピー）
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書（２期分）（２部コピー）
- ☐ 決算書（２期分）（２部コピー）
- ☐ 試算表（決算から６ヵ月経過している場合）（２部コピー）
- ☐ 許認可書（建設業許可、食品衛生許可など）
- ☐ 個人情報の提供に関する同意書（保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの）
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- ☐ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- ☐ 受注工事明細書　※建設業の場合

設備の場合

- ☐ 見積書
- ☐ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- ☐ 設計設備計画図
- ☐ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- ☐ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- ☐ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合

中野市制度 経営安定対策資金 一般資金
必要書類

- ☐ あっせん申込書(３枚)
- ☐ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- ☐ 信用保証委託申込書(写)
- ☐ 市民税等納税証明書
- ☐ 確定申告書(２期分)(２部コピー)
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書(２期分)(２部コピー)
- ☐ 決算書(２期分)(２部コピー)
- ☐ 試算表(決算から６ヵ月経過している場合)(２部コピー)
- ☐ 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- ☐ 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- ☐ セーフティネット保証５号、７号認定書(市商工観光課で認定を受ける)
- ☐ 経営向上計画書
  ※経営向上計画書は、セーフティネット保証５号、７号認定書があれば経営状況について省略できます
- ☐ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- ☐ 受注工事明細書　※建設業の場合

設備の場合

- ☐ 見積書
- ☐ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- ☐ 設計設備計画図
- ☐ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- ☐ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- ☐ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合

中野市制度 創業支援資金
必要書類

- ☐ あっせん申込書(３枚)
- ☐ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- ☐ 信用保証委託申込書(写)
- ☐ 市民税等納税証明書
- ☐ 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- ☐ 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- ☐ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- ☐ 受注工事明細書　※建設業の場合

既に開業している場合(１年以上経過している)

- ☐ 開業日を証する書類の写し　又は　商業登記簿謄本(写)
- ☐ 確定申告書(2期分)(2部コピー)
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書(2期分)(2部コピー)
- ☐ 決算書(2期分)(2部コピー)
- ☐ 試算表(決算から６ヵ月経過している場合)(2部コピー)

既に開業している場合(事業着手している)

- ☐ 開業日を証する種類の写し　又は　商業登記簿謄本(写)
- ☐ 創業計画書　※売上が発生していない方
- ☐ 収支等計画書(2期分)　※売上が発生している方

次のページに続く

未だ開業していない場合(事業着手していない)

- ☐ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類(源泉徴収票等)
- ☐ 創業計画書
- ☐ 創業計画に関する意見書(会議所が作成したもの)

その他(取得している場合は添付してください)

- ☐ 認定特定創業者であることを証する中野市長の証明書(写)
- ☐ 空き店舗であることを証する書類(賃貸借契約書の写し等)　※空き店舗を活用する方

設備の場合

- ☐ 見積書
- ☐ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- ☐ 設計設備計画図
- ☐ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- ☐ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- ☐ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合

長野県制度 小規模企業発展資金
必要書類

- ☐ あっせん申込書(４枚)
- ☐ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- ☐ チェックリスト
- ☐ 信用保証委託申込書(写)
- ☐ 市民税等納税証明書
- ☐ 県民税納税証明書
- ☐ 確定申告書(１期分)(３部コピー)
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書(２期分)(３部コピー)
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- ☐ 決算書(１期分)(３部コピー)
- ☐ 試算表(決算から６ヵ月経過している場合)(３部コピー)
- ☐ 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- ☐ 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- ☐ 事業計画書(様式第13号)
- ☐ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- ☐ 受注工事明細書　※建設業の場合

設備の場合

- ☐ 見積書
- ☐ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- ☐ 設計設備計画図
- ☐ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- ☐ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- ☐ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合

長野県制度 経営健全化支援資金 経営安定化対策・特別経営安定対策
必要書類

- □ あっせん申込書（４枚）
- □ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- □ チェックリスト
- □ 信用保証委託申込書（写）
- □ 市民税等納税証明書
- □ 県民税納税証明書
- □ 確定申告書（１期分）（３部コピー）
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書（２期分）（３部コピー）
- □ 決算書（１期分）（３部コピー）
- □ 試算表（決算から６ヵ月経過している場合）（３部コピー）
- □ 許認可書（建設業許可、食品衛生許可など）
- □ 個人情報の提供に関する同意書（保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの）
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- □ セーフティネット保証等の認定書（市商工観光課で認定を受ける）
  経営安定対策　：セーフティネット保証５号、７号、８号認定書
  特別経営安定対策　：セーフティネット保証１号～４号、６号認定書もしくは
  危機関連保証認定書等
- □ 経営向上計画書（様式第14号）
  ※経営向上計画書は、危機関連保証認定書等があれば不要
  ※経営安定対策：セーフティネット保証を取得していない場合、売上台帳等（写）
- □ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- □ 受注工事明細書　※建設業の場合

設備の場合

- □ 見積書
- □ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- □ 設計設備計画図
- □ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- □ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- □ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合

長野県制度 経営健全化支援資金 物価高対策
必要書類

- □ あっせん申込書（４枚）
- □ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- □ チェックリスト
- □ 信用保証委託申込書（写）
- □ 市民税等納税証明書
- □ 県民税納税証明書
- □ 確定申告書（１期分）（３部コピー）
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書（２期分）（３部コピー）
- □ 決算書（１期分）（３部コピー）
- □ 試算表（決算から６ヵ月経過している場合）（３部コピー）
- □ 許認可書（建設業許可、食品衛生許可など）
- □ 個人情報の提供に関する同意書（保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの）
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- □ 経営向上計画書（様式第14号の2）
- □ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- □ 受注工事明細書　※建設業の場合

設備の場合

- □ 見積書
- □ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- □ 設計設備計画図
- □ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- □ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- □ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合

長野県制度 信州創生推進資金 創業支援向け
必要書類

- ☐ あっせん申込書(4枚)
- ☐ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- ☐ チェックリスト
- ☐ 信用保証委託申込書(写)
- ☐ 市民税等納税証明書
- ☐ 県民税納税証明書
- ☐ 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- ☐ 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- ☐ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- ☐ 受注工事明細書　※建設業の場合

既に開業している場合(１年以上経過している)

- ☐ 開業届 又は 商業登記簿謄本(写)
- ☐ 確定申告書(１期分)(３部コピー)
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書(２期分)(３部コピー)
- ☐ 決算書(１期分)(３部コピー)
- ☐ 試算書(決算から６ヶ月経過している場合)(３部コピー)

既に開業している場合(事業着手している)

- ☐ 開業届 又は 商業登記簿謄本(写)
- ☐ 創業計画書(様式第16号)　※売上が発生していない方
- ☐ 収支等計画書(様式第18号)　※売上が発生している方

次のページに続く

未だ開業していない場合(事業着手していない)

- ☐ 源泉徴収票
- ☐ 創業計画書(様式第16号)

設備の場合

- ☐ 見積書
- ☐ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- ☐ 設計設備計画図
- ☐ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- ☐ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- ☐ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合

長野県制度 信州創生推進資金 ゼロカーボン・次世代産業向け
必要書類

- ☐ あっせん申込書(4枚)
- ☐ 要件確認書兼誓約書　※事業者選択型制度利用の場合
- ☐ チェックリスト
- ☐ 信用保証委託申込書(写)
- ☐ 市民税等納税証明書
- ☐ 県民税納税証明書
- ☐ 確定申告書(１期分)(３部コピー)
  ※法人企業の場合は、法人事業概況説明書(２期分)(３部コピー)
- ☐ 決算書(１期分)(３部コピー)
- ☐ 試算書(決算から６ヶ月経過している場合)(３部コピー)
- ☐ 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- ☐ 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
  ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
  ※事業者選択型制度利用の場合、不要
- ☐ 事業計画書(様式第25号～第25号の３のうち該当するもの)
- ☐ 印鑑証明
  ※法人企業の場合は、法人と保証人の２種
  ※事業者選択型制度利用の場合、保証人は不要
- ☐ 受注工事明細書　※建設業の場合

設備の場合

- ☐ 見積書
- ☐ カタログ等　※融資で購入するものすべて
- ☐ 設計設備計画図
- ☐ 建築確認済証　※建物を対象とする場合
- ☐ 賃貸借契約書　※土地・建物を借りる場合
- ☐ 建物登記不動産登記簿謄本・公図　※土地・建物を取得する場合
- ☐ 経済産業省の認定通知書、電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書又は電力会社との接続契約が確認できる書類
  ※貸付対象者ア(ア)(環境・エネルギー)のうち売電に係る設備資金の場合
- ☐ エネルギーコスト削減ツールによる「設備投資診断結果」
  ※貸付対象者イ(節電・省エネルギー対策のための設備の設置等)に係る設備資金の場合(任意書類)

個人情報の提供に関する同意書(制度資金事前相談用)

令和　　年　　月　　日

(相談受付機関)
信州中野商工会議所　　御中
(金融機関)
　　御中
長野県信用保証協会　　御中

住　所
氏　名　　（印）

貴協会の保証を利用するにあたり、貴機関並びに貴金融機関が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を、保証利用状況の確認または保証利用可能性の確認のため、貴協会に対して提供することに同意します。

① 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
② 取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報
③ 決算・税務申告に関する情報
④ 預金残高情報 (過去のものを含む)・資産に関する情報
⑤ 融資残高・返済状況等、与信取引状況に関する情報（過去のものを含む）

また、貴協会が保有する以下に掲げる私に関する個人情報が、保証利用状況の確認または保証利用可能性の確認のため、貴機関並びに貴金融機関に対して提供されること、ならびに以下の⑥および⑦に掲げる個人情報が貴協会と貴協会以外の信用保証協会との間で授受されることについて同意致します。

⑥ 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
⑦ 保証利用残高・返済状況等、保証利用状況に関する情報 (過去のものを含む)
⑧ 保証利用可能額
⑨ 保証料率

制度資金等を利用するにあたり、申込に係る関係書類作成及び融資の可否の可能性確認のため、以下に掲げる私の個人情報が、地方公共団体、貴機関、貴金融機関、貴協会との間で相互に授受されることについて同意します。

上記①から⑨に掲げる情報

MEMO